鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和4年5月18日(水曜日)
開会	午前10時20分 閉 会 午前11時39分
場所	市役所本庁舎7階 第1委員会室
出 席 委 員 (8名)	委員長 長 掠田 昇一 副委員長 長 浅野 博文 委員金田靖典加藤茂樹足立考史 魚﨑 勇上田孝春寺坂寛夫
欠 席 委 員	なし
委員外議員	太田 緣
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子 議事係主任 萩原真智子
出席説明員	【健康こども部長 橋本 浩之 次長兼こども家庭課長 山下 宣之 こども家庭課課長補佐 入江 竜生 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 保健 医療課 長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 竹内 大 保健医療課業事業生活安全課参事 岡部 孝志 保健医療課課長補佐 竹内 大 【市立病院】 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課長 谷口 智章
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前 10 時 20 分 開会

【市立病院】

- ◆椋田昇一委員長 皆さんおはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開催します。 本日は市立病院の議案説明、議案審査、続いて健康こども部の議案説明、議案審査を行いま す。それではまず、平野管理者に御挨拶をいただきたいと思います。
- ○平野文弘病院事業管理者 おはようございます。今回の第3回臨時会に市立病院のほうから議案第84号ということで、鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正ということで提案させていただきました。本件は薬剤師の確保に向けての取組ということで、初

任給調整手当の設定等に関することでございます。何とぞよろしくお願いいたします。職員の 紹介は4月のときに行っておりますので、ここではなしということでよろしくお願いします。

◆椋田昇一委員長 はい、どうもありがとうございました。

議案第84号鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について(説明・質疑・討論・採決)

- ◆ **椋田昇一委員長** それでは鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 についての説明をお願いします。松田課長。
- ○松田真治次長兼総務課長 はい。総務課長松田でございます。資料はお手元の1枚物で福祉保健委員会資料となっているもの、議案第84号と記しているものでございます。付議案は5ページからということでございます。はい。

今回の条例の一部改正でございますけども、これまでの経過と記しておりますが、薬剤師の確保というのが非常に地域の課題でもありますし、近年につきましては、必要数は増えているにもかかわらず不足しているという状況が続いている中で、当院も昨年も2名の公募をしましたけども、募集をかけましたけども、応募者2名のうち2名とも辞退というようなことで採用に至っておりません。それで、今年の4月時点で3名の欠員が生じている状態ということで、処遇改善なり何らか手立てを加えないといけないというようなことで今回処遇の改善を図りたいというものでございます。

それで改正の概要としましては、基本給に加えまして初任給調整手当というものがございまして、これは当院では医師のほうに支給しているものでございますが、その支給対象に新たに薬剤師を追加することによりまして、他都市、特に近隣の関西圏とかそういったものと引けを取らない水準にしたいということと、東部圏域の中でも近隣の病院とも優位な条件にしたいということで、何としても薬剤師を確保したいというものでございます。

施行期日でございますが、交付の日からとしております。想定は来年の採用なんですけども、 この中途でも随時募集をかけていきますので、幸運にもそういった薬剤師が採用できた場合は 適用になるように交付の日から施行させていただきたいと思っております。

今後の見込みですけども、当院の採用試験6月5日に予定をしておりまして、合格発表は6月下旬にはしていきたいということで、何とか応募を願うということでございますので、何とぞ御審議をお願いしたいものですけども、一応今後の改正において手当を出すということは条例に定めますけども、手当の条件は規定に定めることになりますので、その改正内容ですけど、5番に書いておりますが初任給調整手当として3万円を加算するということで、支給期間は10年間ということで、10年間かけて3,000円ずつ減額をしていって給与表にすり合わせていくということで考えております。

説明は以上でございます。

◆椋田昇一委員長 はい、御説明いただきました。それでは議案第84号鳥取市公営企業職員の給 与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について委員の皆 様から質疑ございますか。足立委員。

- ◆足立考史委員 はい。足立です。お世話になります。欠員3名ということで、中途退職なのか、 定年退職なのかの、まずそこをお聞かせください。
- **◆椋田昇一委員長** 松田課長。
- **〇松田真治次長兼総務課長** はい。欠員のうち2名が中途退職で、1名については昨年度末に2 名の定年退職がありまして、そのうち1名が再任用で雇用していますので、その分が1名不足 しておるというものでございます。
- **◆椋田昇一委員長** 足立委員。
- ◆足立考史委員 その退職理由が今回調整手当で増額という、近隣に比べて優位な点ということですが、辞められた理由がその辺の問題点があったからという判断で、今回この措置を取られたのか、そこをお聞かせください。
- **◆椋田昇一委員長** 松田課長。
- ○松田真治次長兼総務課長 はい。総務課長松田です。把握しております理由としては給与面の 処遇を理由に辞めたものではなくて、実家に帰るというものが、兵庫県のですね、1人ありま したし、やりたいことがあるということで辞められたということですので、直接この手当に結 びつくものではないというふうには認識しております。
- **◆椋田昇一委員長** 足立委員。
- ◆足立考史委員 このたびこの改定で優位な処遇という形を取られるんですが、これまでこれを されてなくて十分来られていた。この措置をしないと薬剤師が確保できないというその考え方 ですね、今の全国的な状況なり、どういう判断でこの初任給手当に手をつけられたのかお伺い します。
- ◆椋田昇一委員長 小林副院長。
- ○小林俊樹副院長兼事務局長 はい。副院長小林です。松田課長のほうから、昨年応募が2名で2名辞退という話もあったんですけども、必ずしもこれまでも十分に確保できてたという認識を持っていませんで、他の職種、例えば管理栄養士とか、臨床検査技師とか技術職があるんですけども、そういう職種に関しては正職員の公募をすると10名とか20名の応募があるんですけれども、薬剤師に関して言えば、近年公募しても1人とか2人とか、そういうような数少ない応募者しかない、その応募者も県立中央病院なり、日赤病院なり、ほかの病院も受験をする中で、最終的に結果として鳥取市立病院を選んでいないというような状況がありまして、ほかの職種と比べてやはりもともと応募自体が少ないという状況がありました。

その中で、そうはいっても、大体公立病院の職員の給料っていうのは国の医療職一、二、三という医師、医療技術、看護師という給料があるんですけども、それを大体同じもの持ってきてやってるので、全国的にそんなに差がない仕組みなので、変えるところもあまりできないところもあってずっと来たんですけども、さすがにこういうふうに応募が少なく、しかも合格を出しても来てくれないという状況があると、何とか手を打たざるを得ないということがあって検討してきたというところです。

その中で、何が当院にとっていいことかという中で、奨学金制度をつくってはどうかとかと いうことも考えたりしたんですけども、なかなか即効性がないので、即効性がある方法を考え る中で1つ考えたのが、医師にあるような初任給調整手当という初任給を上げるような方法がある。それから鳥取市を例にすると保健所の獣医が同じように初任給調整手当という加算制度を設けていまして、それと同じようなものを薬剤師に持ってきたらどうかなということを考えたというところです。それで、いろいろ全国的な状況を調べてみると、やはり薬剤師についても採用が難しいということでこの制度を取り入れている自治体も散見されましたので、今回そういう方法を選択したいということで提案させていただいたということでございます。

- **◆椋田昇一委員長** 足立委員。
- ◆足立考史委員 薬剤師の今、業務的なところでいいますと、門前薬局で随分薬剤師さんが勤められてる状況があります。院内薬局の中での直接採用するということが随分変わってきたのかなという中で、その辺の処遇の違いが出てきたのかなと想定はするんですけど、このたびのこの措置で募集が増えることは願っているところで、これまでの病院としての使命を果たしていただけることを望んでということでおりますので、ぜひともこの措置が実ることを祈っております。意見として。終わります。
- ◆椋田昇一委員長 はい、ほかの委員の方で質疑ございますか。よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
- ◆椋田昇一委員長 はい、では以上で質疑を終了します。

討論はございますか。討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第84号鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆ **椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。 以上でよろしいですか。はい。では、これで市立病院を終了します。市立病院の皆様どうも お疲れさまでした。

【健康こども部】

- ◆ 惊田昇一委員長 それでは引き続き健康こども部に入ります。 議事に入ります前に橋本部長より御挨拶をいただき、続いて人事異動で異動された方に自己 紹介をお願いします。橋本部長。
- ○橋本浩之健康こども部長 はい。失礼します。おはようございます。健康こども部の橋本でございます。よろしくお願いします。健康こども部に関わります本日の案件は、議案1件でございます。議案第83号令和4年度鳥取市一般会計補正予算、こちらの内容といたしましては、低所得の子育て世帯に対して特別給付金を支給するために2億3,120万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種実施体制整備のために2億2,892万円、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大に備えまして、保健所機能を維持するための体制確保のため1億9,927万8,000円等の増額の補正を計上させていただいております。詳細につきましては担当課長及び室長、参事が説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。
- ○岡部孝志保健医療課参事兼生活安全課参事 失礼します。保健医療課参事として異動してきま

した岡部と申します。生活安全課から異動ということですので引き続きよろしくお願いいたします。

◆ 椋田昇一委員長 お一人だけですかね。はい、以上ですね。

議案第83号令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)のうち所管に属する部分(説明・質疑・討論・採決)

- ◆椋田昇一委員長 はい。それでは議案第83号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。山下次長。
- 〇山下宣之次長兼こども家庭課長 はい。こども家庭課の山下です。それでは議案第83号令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)所管に属する部分の御説明をさせていただきます。資料は令和4年度5月臨時補正予算(案)事業別概要の冊子で説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。はい。それでは事業別概要書の9ページ上段を御覧ください。令和4年度5月臨時補正予算歳出について御説明をさせていただきます。まず、項目名といたしまして、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、4月28日の国の閣議におきまして食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し特別給付金を給付することになり、予備費の活用が閣議決定をされました。これによりまして、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえ生活支援をするために特別給付金を支給するものであります。

事業内容は、低所得の子育で世帯に対し児童1人当たり5万円の特別給付金を支給します。 対象といたしまして、1つ目に令和4年4月分の児童扶養手当を受給する世帯、また、低所得 のひとり親世帯で遺族年金等の公的年金給付によりまして児童扶養手当の受給されていない世 帯、また、児童扶養手当を受給していないけども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 家計が急変して、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった世帯、2つ目にその他世帯 としまして、令和4年度の住民税非課税世帯の子育で世帯、対象児童は18歳未満になります。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変して、4年度の住民税非課税世帯 である者と同様の事情にあると認められる者という方が対象になります。

予算の見込みといたしまして、①の児童扶養手当受給者等につきましては 2,600 人の児童を見込んでおりまして、1億3,000 万円、2つ目の住民税非課税の子育て世帯は 1,830 人を見込んでおりまして 9,150 万円、その他システム改修、案内の印刷・発送、口座振込の手数料、会計年度任用職員の人件費等の事務費として 970 万5,000 円、総額で 2億3,120 万5,000 円を計上しております。財源は国の補助金新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金ということで 10分の 10 でございます。支給のスケジュールとしましては、まずは児童扶養手当受給者に口座情報等支給情報を基に申請不要として支給の案内を通知の上、支給いたします。まだ国のほうから正式な要綱等がまだ示されてなくて、まだ案の段階というふうなものが示されている段階ですので、まだ明確な時期はちょっとお示しできないんですけども、6月中旬頃の支給を目途に、今これから要綱作成、システム改修、案内・封筒の印刷・発送、振込手続など必要な準備を行う予定としております。また、家計急変者等につきましては申請に基づいた

支給となりますので、準備が整い次第、申請受付開始をいたします。2つ目の住民税非課税世帯につきましては6月に住民税非課税情報が確定しますので、そのうち、児童手当の受給者につきましては口座情報等支給情報を基に申請不要とし、支給の案内を通知の上、支給をいたします。対象が高校生のみの世帯、あと直近で収入が減少した家計急変者につきましては申請が必要となりますので、こちらも準備が整い次第、申請受付を開始いたします。なお、予算の積算としましては令和3年度の住民税非課税世帯の情報を基に積算をしたものになります。はい。以上で上段の説明は終わります。

引き続きまして9ページの下段を御覧ください。項目は市立保育園運営費でございます。令和4年3月26日の強風被害によりまして、青谷町にあります市立のすくすく保育園の屋根の一部が損傷しました。また、施設内にあります木が倒れたということで屋根のポーチ修繕、ポーチといいますか、建物の外側にテラスがありまして、その軒の屋根がありまして、そちらの屋根の修繕と、倒れた木の倒木の撤去費用について計上するものでございます。なお、緊急を要したことから既決の予算で既に執行済みであります。屋根の修繕費用が49万6,000円、倒木の撤去処分費用として5万円、計54万6,000円を計上しております。なお、その他財源として全国市有物件災害共済金24万7,000円を充当しております。

以上、こども家庭課分の説明になります。

◆椋田昇一委員長 岡部参事。

○岡部孝志保健医療課参事兼生活安全課参事 失礼します。保健医療課の岡部です。では、事業別概要の10ページ上段で説明させていただきます。項目名ですけれども、保健所体制強化事業費ということです。事業費としては1億9,927万8,000円ということになっております。それと、あと資料ですけれど、別途資料を1枚作らせていただいておりますので、それをちょっと中心に、そちらのほうで説明させていただきたいと思いますけれども、お手元のほうにございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、別途作らせていただいた資料を基に説明させていただきます。事業の経過及び背景ですけれども、新型コロナウイルスが、経過が2年たったというところがありまして、今、保健所を中心に全庁的な対応しておりますけれども、BA.2の置き換わりというのが5月にはもう進んだという状況がありますし、依然、先行きが見通せない中、感染拡大に向けて保健所体制の強化を行いたいというものでございます。

目的といたしましては、保健所以外で対応している業務を、委託をできるものについてはさせていただいて、保健所職員の負担の軽減、コロナ業務以外を含めた保健所機能全体を維持できる体制っていうのを確保したいというふうに考えております。また、陽性者が増加しても陽性者へのファーストタッチというものを迅速にすることなどができる体制を維持したいというふうに思っております。また、重症化リスクの高い患者への対応といった重要な機能については保健所職員が継続して、集中して対応できるっていう体制も確保したいということが目的になります。

続きまして具体的な委託内容ですけれども、大きく分けて(1)から裏のほうにもありますけど(4)までございます。まず(1)の健康観察業務、積極的疫学調査、夜間相談業務についてすけれども、これについても細かく分けると \mathbb{Q} ~ \mathbb{Q} までの4つの業務になります。まず、

①については濃厚接触者の健康観察業務ということ、②としては在宅療養者の健康観察業務というもの、③については積極的疫学調査の電話聞き取り、4番目については夜間相談業務ということです。

まず、①の濃厚接触者の健康観察業務についてですけれども、濃厚接触者というのは一定期間、家にいていただくということもありますので、その中で、その間、期間の中で健康が、ちょっと状況が変わったりということもあるかと思いますし、いろいろと不安抱えられるところもあるかと思いますので、そういった方の健康観察やちょっと相談も受けるというところが①のとこです。あと、自宅も、外に出てもいいよっていうことの連絡なんかもさせていただくということを委託しようと思っております。

それで、2番目の在宅療養者の健康観察ですけども、これは陽性者の方で、在宅で療養されるという方に対しての健康状態を確認するというものです。ハーシスという国がつくったシステムがあるんですけど、これで在宅療養者自身が健康状況を入力するというシステムがあるんですけれども、それがなかなかできなかったり、あるいは入力をし忘れたりしている方がいらっしゃるときに電話連絡なんかを今、保健所のほうでやっていますので、そういったものの業務の委託をしていきたいと思っております。主には、あと、療養が解除ですよっていうことの連絡なんかも健康観察しながら対応していくというものです。

あと、積極的疫学調査ですけれども、陽性が分かった段階での陽性者の行動履歴の聞き取りなど、あるいは症状がどうですかとか、接触者ってどういう方と接触されました、どこに行かれましたというようなことを聞く、基本的な聞き取りについてまず委託をさせていただきたいと思っております。それで、これについては、明らかにこれは、重症化リスクが高いなという方については最初から保健所のほうで連絡をさせていただくということで、そこの仕分けをさせていただいた上で委託業者に任せる部分については委託業者に、保健所で引き続きやる分については保健所でということで同時で聞き取りをするような形になるかと思います。

あと、4番目ですけれども、夜間相談業務ということで、これについては看護師っていうものを配置、いていただいて夜間における接触者等相談センターや在宅療養者等からの相談の対応というものをさせていただくことを委託したいと思っております。緊急事案については保健所等と引き続き連携しながら対応していくということはやっていく予定です。これについて人員体制ですけれども、先ほどの質疑でもありましたけれども、重なりますけど、電話対応するオペレーターが基本日中については8名、看護師1名、夜間については聞き取りをするオペレーターが2名、看護師が1名という形で、あとこれを統括する責任者、管理者というのが1名っていうことです。事業費ですけれども、総額として1億6,939万5,000円、これは10か月分としてという形で考えています。ですので、単純に割りますと1か月当たりがこの10分の1という形で、契約については、期間については何か月かした上で、そうですね、患者が増えたり減ったりということもあるかと思いますので、患者が減って、もう、こういう調査もする必要がないということもあるかと思いますので、患者が減って、もう、こういう調査もする必要がないというようなことでも対応できるように契約を、変更契約を年度途中でもできるような体制で、月ごとで金額をこう変動させるような形の契約にしていきたいと思います。ですから、究極、もう調査もいらないよということになれば、1か月前に契約のほうをやめますというこ

とをいえば、その1か月後についてはもう契約はなくなるというような、ちょっとフレキシブルにできる契約体制にしていきたいと考えております。

続きまして(2)の在宅療養者に対する物品等の配送業務ですけれども、これについては今、酸素濃度を計測するパルスオキシメーターや食料品を在宅療養者に配っております。これも職員がやっておりますので、これについて業務委託をしたいというふうに考えております。約300日で996万6,000円っていうことです。これについても同じようにフレキシブルに契約は変えていくような形でしたいと思っております。

あと、患者移送業務ですけれども、これについては今も宿泊療養施設まで交通手段のない陽性者の方を運んでいますけれども、重篤者を除くものについては委託をしたいというふうに考えております。総額で1,150万ということを10か月分で考えております。はい。

それで、4番目ですけど、PCR検査に関する検体移送、PCR検査の検体を採ったものを 今、検査する検査機関に搬送する業務を職員がやっておりますので、例えば中部にある衛生環 境研究所などにも持っていくということもやったりということもありますので、それについて 土日にそういったものができるようにということで、平日は何とか対応はできそうなので、土 日に対する分についてのみということで、10 か月分で 220 万っていうものを計上させていただ いているというものです。事業概要についてはそのような内容でございます。

財源の内訳ですけれども、また事業別概要の 10 ページの上段に戻りますけど、財源としては半分の金額を国費としてみております。国費のほうは、国費の名前が新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金というものを充てております。ただ、これ最終的に計算して、対象としては全てが交付金の対象になりますので今は半分充てておりますけれども、また補正等のところで、額が確定したところで 10 分の 10 充てるという形で変更はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

◆椋田昇一委員長 稲田室長。

○稲田すなお保健医療課新型コロナワクチン接種対策室長 はい。新型コロナワクチン接種対策室の稲田でございます。事業別概要書の10ページの下段をもって説明をさせていただきます。項目名、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費、金額が2億2,892万円でございます。今回は4回目接種に係る経費です。4回目接種の目的は重症化予防を目的としております。それで、対象者につきましては3回目接種から5か月を経過する方で60歳以上の方、それと18歳~59歳の方の中で基礎疾患を有する方もしくは重症化リスクが高いと医師が認める方、こういった方が対象となっております。鳥取市につきましては、対象者は6万8,500人を見込んでおります。開始時期については、国は5月末接種開始できるように、現在、関係政省令の改正を予定しており、改正後、開始をする予定にしております。使用するワクチンは従来どおりファイザーとモデルナです。

対象経費ですが、まず、1 億 8, 364 万 5, 000 円、これはお 1 人の接種 1 回に係る基本料金 2, 277 円を対象者に乗じたものと、あと、時間外と休日加算を加えたものになっております。また、その他経費としまして 4, 527 万 5, 000 円、これは該当者への接種券の印刷であるとか、発送業

務の委託業務、また、国保連への手数料、そういったものが含まれております。

この接種券の発送方法についてなんですが、60歳以上につきましては3回目と同じように接種できる前の月には順次接種券を発送させていただきます。ですので、3回目から5か月を経過する前の月の月末には皆さんに接種券が届くように発送させていただくんですが、18歳~59歳の基礎疾患とかを有する方、この方につきましては、現在鳥取市の方ではそういった方が、どなたが該当するのかということが情報を所有しておりません。ですので、まず18歳~59歳の方で3回目から5か月を経過する方、全ての方に接種券発行申請の御案内という圧着はがきを郵送させていただきます。圧着はがきは6面使いまして、その中には今回の4回目の目的、また対象者がどういった方であるか、それと接種券の申請方法、そういったものを書いたものを皆さんに送らせていただきます。それを、中を見ていただいて、御自身が対象者であってワクチンの接種を希望される方であれば書いてある申請方法に沿って申請をいただく。申請方法としましては電子申請、あとコールセンターへの電話、窓口、郵送等を考えております。そういったことで接種券が欲しいですという申請をしていただいて、保健所のほうとしてはその申請を受けたら、その方に接種券を随時発行する、そういったような予定にしております。私からは以上です。

- ◆椋田昇一委員長 説明は以上ですね、はい。それでは議案第83号令和4年度鳥取市一般会計補 正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様、質 疑ございますか。ありませんか。はい、じゃあ、足立委員。
- ◆足立考史委員 はい。いろいろ対応をされているようですけど、10ページの保健所体制の強化 のとこで質問をさせていただきます。この体制をされようとした要因は時間外なり、職員の多 忙と保健所運営の逼迫というとこだろうと思うんですけども、なぜこれがこの時期になったの か、これまでも同じような状態はあったんですけども、まずそこの、このタイミングだけ、ここになったタイミングを教えてください。
- ◆椋田昇一委員長 岡部参事。
- ○岡部孝志保健医療課参事兼生活安全課参事 はい。保健医療課の岡部です。時期についてですけれども、遅くなったというところの御指摘なのかなというふうには思いますけども、国のほうも実は通知を今年に入ってからですかね、私はちょっと知る限りですけど、委託業務等を進めるようにということもございまして、ほかの自治体とかでもいろいろと進められているというところがありました。このタイミングを見て我々もちょっと図ってみようかという形で始めたというのが実態というふうに認識しております。以上です。
- **◆椋田昇一委員長** 足立委員。
- ◆足立考史委員 クレームではないんですけど、その国のほうのそういう動きがあってからということで動かれたというような回答のような気がするんですけど、実態とすればもっと現場のほうが早い時期からこの声はあったんではないかなと思うんです。これまで第5波も同じようなことで来ていまして、それを乗り切られてそれ以上の状況でということだろうとは思うんですけども、もう少し早い措置をと思っております。その意味は先日、新聞報道でもありました、時間外の実態が出ておりました。過労死ラインを超えた職員もたくさんおられるようでしたし、

そのうち 200 時間というようなことも、実態が本当かどうか疑うとこですけども、新聞報道なのでそういう情報が出されたんだろうと。それでこの 200 時間に対してそれの職場でどういう管理をされていたのかが、あと済んでしまったことなんですけども、今後のことを考えるに1人の人、特定な職員さんに荷重になるような業務だったのか、この時間外の極端に多い職員さん、どういう業務をされていたのか教えていただけますでしょうか。

◆椋田昇一委員長 竹内副所長。

○竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。新聞に出ましたデータというのは職員課のほうが公表したデータなんですけども、うちのほうもいただいていまして、確かに 200 時間を超えた職員がおります。具体的に言うと保健師になるんですけども、具体的に業務を言いますと陽性者の入院調整とか、当然患者の聞き取り等もございます。どうしても入院調整等は専門職じゃないとできない仕事でございまして、実際ちょっと代わる人がいないというような現状がありました。そういう関係がありまして、特に1月、2月の多いときに時間外が重なってしまったというのが実態でございます。はい。以上でございます。

◆椋田昇一委員長 足立委員。

◆足立考史委員 患者の数が多くて、保健師さんが全員 200 時間を超えているとは思えないんですけども、ある特定な人に荷重になるような状況を、本来でしたら保健師さんに平等といいますか、できるだけ分配なり業務をそれぞれその職場の中で見ないといけないとは思うんですが、何事もなく今、過ごされているので良かったとは思うんですけど、これが何か、それこそ職員さんに大きな負担になるようなことになったときを考えるとちょっと怖い状態で、今後こういうことがないようにという、何か対策なりは考えておられるでしょうか。

◆椋田昇一委員長 橋本部長。

○橋本浩之健康こども部長 はい。橋本でございます。今し方の御指摘についてでございますけれども、まず、先方も竹内副所長のほうから回答させていただきましたけども、この対応に当たるのがどうしても専門的な知識が必要というところの保健師、こちらのほうに最終的な陽性者等の疫学調査が終わった後、入院調整であるとか、それから療養のほうの、内容によってはすぐに即応するような、そういった内容の業務がありますので、こういったとこで集中していたということが1点ございます。

それから保健師の中でも分配といいますか、業務のほうは分けながら行っておるわけですけども、最終的に各保健師のほうから聞き取った内容であるとか、それから療養者の方からの相談について、その最終的な処置を決めたりとか、そういった判断をするそういったところの係長なりあるいは管理職なり、こういった職員はどうしても最終的なそこの決定をするということがございますので、これに代わるというのがなかなか難しい状況でありまして、こちらのほうの特に管理職のほうもなかなか休みが取れないような状況で、ずっと業務が続いていたというのが実態でございます。

そして、一番最初の御質問に少しだけ返ってしまうような内容になりますけども、こういった外部委託というのは当初からそういったものについても考えておったんですけども、現実的なところを申しますと、陽性者の数が1月の初めから我々の想像以上にすごい数で伸びてまい

りまして、具体的なそういった外部委託のほうの検討をなかなかするそういう余裕がないままに3月を迎えていたというような、そういった実態があります。その中で、こちらのほうの体制のほうも強化しまして、4月から岡部参事のほうを特命の参事ということで配属をしまして、こちらのほうで外部委託のほうの検討をすぐに行って現在に至っているということでありまして、今後はこの外部委託の方でファーストタッチなり、それから今、保健師が行っているような電話での聞き取り、こういった時間をなるべく減らすようなことをしまして、その分保健師が本来の専門職の業務に携われる時間のほうを増やしまして、そこでさらに、今、集中しているような保健師の業務のところを保健師ごとでさらに分配をして一人一人の負担を減らしていくというようなことを今後の対応として考えたいというふうに考えておるとこでございます。以上です。

- **◆椋田昇一委員長** 足立委員。
- ◆足立考史委員 すみません。長くなって申し訳ないですが、この委託業務の中で(1)~(3) は一般的にその運搬とかなので業者はあるとは思うんですけど、その専門的な知識を必要とする(4)の保健師が必要なとこの業者ですね、これを一定、ある業者として委託をされるのか、非常勤としてそういうスタッフを選ばれるのか、説明だとこういうスタッフがそろえる業者を契約ということのようですけど、そういう業者があるということで理解していいんですか。
- ◆椋田昇一委員長 岡部参事
- **○岡部孝志保健医療課参事兼生活安全課参事** はい。保健医療課の岡部です。ございます。めど があって対応を、準備を進めさせていただいておるとこでございます。以上です。
- **◆椋田昇一委員長** 足立委員。
- ◆足立考史委員 それが聞くことができますか。どういう業者、公表はしにくいんであればいいですけども。
- ◆椋田昇一委員長 橋本部長。
- ○橋本浩之健康こども部長 はい。橋本でございます。業者名のほうは申し上げられませんけども、そういった体制が構築できるということで業者のほうで看護師さんのほうもそろえていただいて、それからそれを管理監督する立場の職員さんもそろえていただいた上で、一体的にこちらのほうの外部委託を受けていただける、そういった業者の方になります。これについては先方もありましたけども、なかなかそういった我々の思いにかなうような業者がないというような状況もございまして、4月の初めに国のほうでその委託、4月4日だったと思いますけども、外部委託に関することについて、さらに促進をというような、そういった内容の通知が出た際に他市のいろんな事例のほうの紹介もございまして、そういった事例のほうを伺っている中で我々と同じような内容で委託をしているそういったところもありましたので、そういったところに詳しく聞かせていただきながら、この鳥取市でできる内容について考えをまとめまして今回の外部委託ということでさせていただいているというとこでございます。以上です。
- **◆椋田昇一委員長** 足立委員。
- ◆足立考史委員 はい。十分な調査研究でされているということで一安心ですけど、最後に先ほど説明の中で患者搬送業務とPCRの検体搬送業務が 10 か月の契約ということで言われたと

思うんですけど、その他の業務に関しては随時いつでも変更できるようなというような捉え方をしたんですが、その契約の違いというものがどういう視点でされているのか。10 か月で収まると見られて10 か月されているのか、その業務によっての違いと、その期間の考え方を聞かせていただけますでしょうか。

◆椋田昇一委員長 岡部参事。

- ○岡部孝志保健医療課参事兼生活安全課参事 はい。保健医療課の岡部です。申し訳ございません。私の説明がちょっと十分でなかったところがあったかと思います。基本的に考え方は一緒でして、予算的には10か月を用意させていただいて、感染状況等を踏まえていつでも全ての業務フレキシブルに変更契約をするというような方針でいきたいというふうに考えております。以上です。
- ◆**椋田昇一委員長** そのほかございますか。金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい。金田です。御苦労さまです。最初から3年前にスタート、この問題はね、 保健所がこっちに移動してから、同時にコロナの問題が起きて大変な思いをされているなとい うことで、再三再四、人員体制のというのを言い続けてきて、こういう形でやっと少し改善に 向かうのかなと思うんですけども、先ほどの伊藤のほうが一般質疑のほうでも言いましたけど も、中身をもう少し見てみると、今、本庁のほうから応援で来ている業務が主体に、そこを外 部委託に持って行くんだということかなと思ったんですけども、基本的には保健活動ですから、 医療的な判断、それから患者さんへの直接いろいろとこう、援助ぐらいは、通告ぐらいはでき るでしょうけども、やっぱりそこの相談業務になってくると少し医療的な問題も出てくるもの ですから、保健師さんとの、要するに保健所の委託業者との間をうまいことどうつなげていく のかというのが非常に課題なのかなと思うんです。確かに言われたように、運搬業務に関して は、それは外部で十分なんでしょうけども、そこの決め引きが非常に大変なので、結果的には 保健師さんが、結局 200 時間超えているっていうのは保健師さんですから、それはやっぱり最 終的な判断をしなければならない。しかも深夜に多分及んでいるんだと思うんですね。200 時 間というと20日勤務で10時間の時間外ですから、とんでもない話ですね。だから、その辺り がどういうふうにその、実務で事務的なところで終わるんであればいいんだけれども、やっぱ り基本的には保健師さんが関わっていかざるを得ないんじゃないかなと思うんですけども、そ ういう面で言うとね、ちょっとここを教えてほしいんですけども、時間ごとに人員体制で8時 30 分~10 時までの時間帯をオペレーター8名と看護師1名で配置して委託をかけるんだとい うんですけども、これはどの時間帯においてもオペレーター8名と看護師1名の配置を委託す るんですか。それから夜間の10時~8時半までのオペレーター2名と看護師1名というのはど の時間帯も必ずオペレーター2名と看護師1名を配置、これを委託かけるということですかね、 教えてください。

◆椋田昇一委員長 岡部参事。

○岡部孝志保健医療課参事兼生活安全課参事 保健医療課の岡部です。おっしゃられるとおり、 この8時半~22時まではこのオペレーター8名、看護師1名、22時~8時30分まではオペレ ーター2名、看護師1名というものを常時配置するというふうに考えております。以上です。

- **◆椋田昇一委員長** 金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい。そうなるとここで外部委託をするわけですが、管理者1名もまた余分に 配置しなければならないということになって、結果的には2,000万、一月に委託料かけるわけ ですけども、そこが、2,000万かけるんだったら常勤雇ったほうが安いんじゃないかというふ うにいつも思うわけです。それは意見ですけど、あとで言いますけども。それともう1つ個人 情報の問題でね、ハーシスっていうのは、これは厚労省がたしかサーバーとなってやっている ので、個人の情報を登録して、それを個人がいろいろ対応できるっていうソフトだったと思う んですけども、質疑の中では鳥取市のサーバーの中での情報交換するんで、外部には出ないよ うにするんだっていうことでしたけれども、ここのハーシスとそれから鳥取市が持つサーバー との関係っていうのはどういう形になるんか教えてください。
- ◆椋田昇一委員長 岡部参事。
- ○岡部孝志保健医療課参事兼生活安全課参事 保健医療課の岡部です。マイハーシスはおっしゃられる国のほうのサーバーの中でしますし、市のサーバーの中っていうのは、そのマイハーシス以外でいろいろと管理を、陽性者の管理とか、検査の管理とかっていうことをさせていただいているデータがまた別途ございますので、それを共有する意味で市のサーバー内だけでするという意味合いですけれども。はい。以上です。
- **◆椋田昇一委員長** 金田委員。
- ◆金田靖典委員 要するにルートが別だっていうことですね。マイハーシスは個人のやり取りのことだろうと、前提しているんだろうと思うんですけどもが、それで、外部委託で入られる方はそのサーバー内でのやり取りはできるけれども、それをさっきのUSBでは持って出れませんという話はされていましたけども、ほかの媒体であるとかっていうことで、持ち出しっていうことは当然できないし、守秘義務に関しては当然かなり、事前の協議であるとかっていうのはされるということでいいですね。ということでいいんですよね。
- ◆椋田昇一委員長 はい、では、答弁。岡部参事。
- ○岡部孝志保健医療課参事兼生活安全課参事 はい。保健医療課の岡部です。おっしゃられると おり情報管理については適切に実施する、考えてございます。以上です。
- ◆椋田昇一委員長 よろしいですか。金田委員。
- ◆金田靖典委員 はい。もうあんまりあれですけども、総務部長がね、さっきの質疑の中で保健所の体制に関しては影響がないんだって言われて、言い切られたでしょう。言い切られましたよね。今回の1億9,000万の補正の問題と、それから保健所の人員体制の問題は、影響は関与しない。要は、これはこれだと。それでそれがこの運用によってやっぱり保健所の体制を変えないといけんなということは今のところは考えてませんということなのかなと思って取ったんですけどもが、部長いかがでしょうか。
- ◆椋田昇一委員長 橋本部長。
- **〇橋本浩之健康こども部長** はい。橋本でございます。先方、総務部長のほうが答弁いたしました内容につきましては、保健師の増員についてということの検討について影響があるかないかということを問われたというとこでありまして、その増員の検討に影響は、保健所体制という

言い方でしたけども、影響はしないということですので、今回の外部委託をもってその増員の検討を必要なしというような、そういった考えではないというようなニュアンスのようには私には聞こえたんですけども、これは総務部のほうの案件でありますので、その具体的な内容についてはちょっと推しはかることは差し控えますけども、要は保健所の体制といいますか、保健師のその増員ということについて、おっしゃるとおり今の現状でこのコロナ対応するというのは非常に厳しい状況であるということは、もうこれは認識しておりますので、今後このような状況が継続して起こるようなそういった状況であるならば、やはりそれなりの対応していく必要はあるだろうというふうには考えております。そのことにつきましては、私どもの健康こども部保健所といたしましては、その辺りの対応をお願いしていくという立場ではございますけども、最終的には市のほうの考えということになりますので、部のほうの考えとしてそういったことは思っているということで控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

◆椋田昇一委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 はい。部が違うっていうことかもしれませんけども、結局ね、本課から応援で 来てもらった人の業務を、今度は外部委託に回しますっていうことなんですよね。基本的には 保健所が専門的にやらなければならない業務というのは変わりがないわけですよね、基本的に は。だと思うんです僕は。確かに実務であるとか、事務的なことは確かに手が離れるかもしれ ないけども、基本的に保健師さんが専門的な知識をもって判断をしたり、それから患者さんへ のいろいろな対応をしたり、指示をしたり、医療機関へのというのは、それはやっぱり保健師 さん、保健所の仕事ですから、そこはやっぱり手薄にはならないんだろうと思うんです、役割 とすればですよ。だから、そうなればね、感染症対策の専門の看護師さん、たしか4名だった ですかね、4名でしょ。4名が専門的、それはいろんな3年もたてば皆さんが、保健師さんが 勉強されてね、当然専門外のこともいっぱいされて応援されているわけですから、そこを専門 だからどうこうという話じゃないけども、基本的にそんな体制でやってこられたから大変な思 いをされてね、結果的にこんな3年もたつわけですよ。それで、何で3年もたつかというと、 要は決め手がないからでしょう。どんどんどんどん変異はしていくし、対応は変わってくるし、 ワクチンは効くかもしれんとやっとったけど、これ何年もたったら効かないというのが分かっ てきて、要は全然、先が見えない、このコロナに関しては、ウイルスの問題ではね、当面は。 ということになれば、今年これやったからそれでコロナが収まると言い切れないわけでしょ。 だから、そうなるとね、やっぱり基本的に体制をきちっとするべきだと僕は思うんです。それ で、1億9,000、2億近い金をね、つぎ込むんだったら、そん中でやっぱり看護師さんの絶対 的な人を増やす、そういうことがむしろね、僕は大事だと思うし、多分、部長分かっておられ ると思うんですよ。それがね、総務部長がああやってパチンと言っちゃったもんだから、何て いうことを言うのかな、少しは悩めよと思ったんですけども、日本海新聞もそれから読売も一 斉にこういう形で大変な思いされてますよっていうのを3年もたってね、本当に現場大変な思 いをしてるっていうのを代弁されたんだろうと思うんですよ。このまま放置していいのかって いうのがね。だから、その辺では本気になってね、この問題に向かっていくためにもね、体制 的なことを抜本的に考えるようなことをぜひとも、部長のほうからも何度も大きな声をされる

というのも聞いておりましたけれどもが、ぜひとも引き続きしてほしいと思います。これで少しでも保健所の現場が、業務が柔らかくなるということはとっても、一歩は前進でしょうけどもが、体制的には抜本的に直す必要があるなっていうこと意見を申し上げて終わります。長くなりまして、すみません。

- ◆椋田昇一委員長 浅野副委員長。
- ◆浅野博文副委員長 はい。連日陽性者が多く発生する中で、ほんと皆さんのほうには対応をね、 していただきまして大変感謝申し上げます。それで、この在宅療養者に対する物品等の配達業 務で、今もパルスオキシメーターとか、健康チェックシートとか、食料品とかの物品の配達も されとると思うんですけども、中にはなかなか来ないとか、遅れてるとか、何かそういった声 もちょっと耳にしてるんですけども、そういった現状をちょっと教えてもらいたいのと、こう いったことが今度業務委託で改善できるのか、大丈夫なのかっていうことをちょっと教えても らえますか。
- ◆椋田昇一委員長 岡部参事。
- ○岡部孝志保健医療課参事兼生活安全課参事 保健医療課の岡部です。在宅療養者に対する物品 の配達ということで、現状はどうかということですけれども、県外においてはどうも国の通知 なんかでも連絡が遅くなったりということで、ちょっとトラブルが起こっているということが あって、国のほうについてはなるべく早く渡せるようにという体制をと、その中で外部委託な んかも検討をということで通知もあったような状況でございます。その意味でいきますと、や はり我々職員の実態としては夜中でも配っている状況はあったりもします。その中で不慣れな 職員はゼンリンの地図を焼いて場所を把握して行っているというところではあります。その意味でいきますと、やはり配達ができる業者さんっていうのはそういった現地の住所が分かれば すぐ行けるというところもありますので、そういった面でもやはりプロはプロのところにちょっと任せたほうが安全で、しかも早くできるんじゃないかなというふうに思っております。ですので、陽性者が増えたとしてもこういった対応を維持するためにも、こういった外部委託ということをさせていただきたいというふうに認識しておりますけれども。はい。以上でございます。
- ◆椋田昇一委員長 浅野副委員長。
- ◆浅野博文副委員長 はい。そういった現状で遅いっていう声も聞いてるんで、その辺の対応も しっかりしてもらいながら業務委託で少しでも早く届けていただけるということで、ただでさ え不安に思っておられますので、少しでもそういうことがないようにしっかり取り組んでいた だきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。
- ◆椋田昇一委員長 そのほかございますか。寺坂委員。
- ◆寺坂寛夫委員 はい。この下の部分のワクチン接種の件なんですけどね、情報提供でずっと見てみましたら、ワクチンの接種歴っていうのがありまして、未接種とか、接種済みとかありましてね、最近のほうのオミクロンの関係で何かどっかで感染者のほとんど9割は3回目がされてないとか、何か情報なんか見たような感じがしまして、この実態っていうのは、この分かりにくいというのがありましてね。接種済み歴で2回接種、1回接種とか、それ分かればいいで

すけど、感染者の接種済みは1回なのか、2回なのか。それもありまして、やはり4回目の接種がどんどん出るわけですけど、3回目接種がどうも接種率が悪いというのがあって、その辺の感染者増えとるということがあれば、3回目をどんどんやってもらうような格好を取らなければと思いましてね。その考え方で、今、状況はどのようになってますでしょうか。この実態がね、最近におけるその感染者の状況についての接種の関係、また、その接種への促進みたいな感じのね、その辺どういうふうに、状況はどうかなというとこでちょっと。

◆椋田昇一委員長 稲田室長。

○稲田すなお保健医療課新型コロナワクチン接種対策室長 新型コロナワクチン接種対策室の稲田でございます。先ほどの寺坂委員の質問の後半のほうの部分で3回目接種のその促進というか、接種の進め方についてということの部分に発言させていただきます。ここにつきましては、現在、先ほども言いましたが、国の省令改正とかがまだなので、具体的に4回目接種がいつから始まるかというのはまだ未定なんですが、恐らく5月の終わりから、もしくは集団につきましては、6月の中旬ぐらいから開始をしないといけないんじゃないかなと思っております。ただ、4回目接種の集団接種会場とかを設けましても、引き続き3回目接種の機会をきちんと設定しまして、その都度ワクチン接種をしようと、希望しようと思った方が速やかに3回目に臨めるような環境は整えようと思っております。ここについては集団に、先ほど申し上げたように集団もこれから今後も3回目、もしくはそれだけじゃなくって、初回接種、1回目2回目であるとか、12歳~17歳の3回目接種であるとか、そういった機会も引き続きスケジュールの中には組んでいこうと思っております。個別医療機関につきましても継続してそういった4回目に限らず3回目、1回目2回目の接種に今も協力してくださる機関も結構おりますので、その中で鳥取市としては少しでも接種に臨んでいただけるようなことをしていこうと思っております。以上です。

◆椋田昇一委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 結局今の話では3回目接種が多くの方、まだ接種券のほうがあれしてないことのようですけど、どうでしょうかね。ほとんどまだ。60歳以上は行っているわけでしょうしね、もう3回目のほうの期間はね、もう何か月間か、それが順次来ればある程度しているんかなと思うんですけどね。実態っていうのはあまり、分かりませんかね。その辺の近年における、私言うのは1回目2回目ぐらいで、3回目にファイザー、ファイザー、モデルナ、駄目だとか、そういう人がおったり、どうするか実態を見とられるというのが多いというのは聞いてましたんでね。3回目接種についての、今、何割か知りませんけど、40%か50%か分かりませんけど、その接種率とか、まだまだ予算内で枠内はあると思うんですがね。その辺の実態の辺の、できるだけそういう促進に向けた、現状では実態こうなので、非常に未接種が多いから接種が必要ではないかということで、できるだけ促進を、接種をお願いしたいみたいな感じでね、情報提供みたいな感じが必要なのかなという気もありましてね、その辺の実態分かりますか。はい。

◆椋田昇一委員長 稲田室長。

〇稲田すなお保健医療課新型コロナワクチン接種対策室長 はい。新型コロナワクチン接種対策 室の稲田でございます。接種率についてお答えさせていただきます。まず3回目の接種率です が、現在3回目の対象者である方のうち、77.4%の方が既に3回目接種を接種されております。 その中では65歳以上につきましては、対象者のうち95.3%の方が接種を終えられているような状況です。それで、12歳~64歳についてが66.5%の状況である。そういったところで、まだ若干64歳以下の方のほうが65歳以上の方よりも3回目を終えられた方が少なくなっている。ここにつきましては、引き続き定期的に鳥取市は折り込みチラシ等で接種の必要性とかもスケジュールと併せて広報しておりますが、これについても、広報についても継続していきたいと思っております。以上です。

- ◆椋田昇一委員長 はい、そのほかございますか。金田委員。
- ◆金田靖典委員 今の質問の中でね、報告の中で接種済みと未接種者という区分けが出ているんです。未接種者というのは1回も接種をしたことがないっていう意味じゃないんですか。それとも何回目かをしてないという意味なんですか。教えてください。
- ◆椋田昇一委員長 はい、今の点は、さっきの寺坂委員の御質問とも関連しますんで。はい、では竹内副所長。
- ○竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。毎日、資料提供で未接種、接種済み出すんですけども、未接種というのは全くしてない人です。はい。それで、今ちょっと3回目までは聞くんですけども、2回目、すみません、私もちょっとまだ把握してなくて、2回目を打った方を接種済みにしているか、3回目まで打った方を接種済みにしているか、取りあえず2回打った方は接種済みにしています。それで、1回の方は時たま出るんですけど、括弧して1回って資料提供では載せています。はい。接種済みの方は、2回以上は必ずしているというふうに御判断いただければいいと思います。以上です。
- ◆ **椋田昇一委員長** はい、よろしいですか。ちょっと私発言しますんで、委員長交代します。
- **◆浅野博文副委員長** 椋田委員長。
- ◆椋田昇一委員長 はい。足立委員の質疑の中にもありましたけど、この夜間相談業務に関わってなんですが、この看護師さんの配置ですね、第5波のときに、これは県の所管ですけど、宿泊療養施設に看護師をさらに1人追加配置することの人の確保ができなくて、あれ、あんな大変な状況があったのに、このたびは看護師1人、委託ということではあっても、もう6月1日からできるんか、じゃあ、何であのときはできなんなんだ、本当に今回は大丈夫なのかという、足立委員の御質問にも関係するんですけどね。その辺りちょっともうこれから、今回は見通しがあるということでしょうけれど、じゃあ、それを見てこれまでを振り返って、じゃあ、どうなのか、それは過去のことですけれど、今後の看護師確保というようなことにも関係してくると思いますんでね、これは直営なのか、委託なのかということの違いももちろんありますけれど、一番聞きたいのは足立委員と重なるんであれですけど、ちゃんと確保の見通しはあるんかと。何で今までこんなに苦労しとったんだと、その辺りについてはいかがでしょうか。
- ◆浅野博文副委員長 岡部参事。
- ○岡部孝志保健医療課参事兼生活安全課参事 保健医療課の岡部です。看護師さん、確かに難しいという認識持っておりますが、どうも委託する業者さんはいろんな、今までから看護師さんと連携をする業務をやっている業者さんもあります。ですんで、そういったルール等も持って

おられるということで私も再三、そういったところを確認しましたけど、大丈夫だということ で確認を取っておりますので、多分そういった業界はいろいろそういう強さ弱さというのがあ るのかなというふうに感じているところです。ですので、この業務については大丈夫というふ うに聞いております。以上です。

◆浅野博文副委員長 橋本部長。

- ○橋本浩之健康こども部長 はい。橋本でございます。先方の御質問で、今回の委託に関しまして看護師の部分については確保できる見込みがあるという、今の岡部参事の回答のとおりで私も聞いておりますけども、先方、以前はなかなかそろわなかったのにという御発言でございましたけども、当時、訪問看護の看護師協会さんのほう、こちらのほうを通じての確保であったりとか、その後には各病院のほうにも県のほうではお願いをされたりとか、いろんなことをされて看護師の確保を図ろうとしたんですけども、やはり宿泊療養、特に宿泊療養になりますと、そこに陽性者の方がおられるというのが現実的な、そこに対応するというところでありますので、この辺りで二の足を踏まれるようなケースもあったというふうに伺っておりまして、今回の看護師さんについては電話での相談に対応するというような内容でありますので、そういった辺りも踏まえられてというところで、もしかしたらそれに応じていただける看護師さんがあったのではないかというような推測にはなりますけども、そういった意味ではなかなか今も宿泊療養、こちらのほうで看護師さんをそろえていくというのは、大変な状況であるということも伺っておりますので、内容によってやはり看護師さんであっても、業務内容によってその辺りの思いというのがあられるんだろうというふうには思っております。以上です。
- **◆浅野博文副委員長** 椋田委員長。
- ◆椋田昇一委員長 はい。今、部長が言われたようなこともあるんだろうと。ただ、先ほど岡部 参事の説明にもありましたように、コロナがこうやって長期化していく中で、いろんな経験を 積んで、あるいはいろんなかつてはなかったようなまた情報も得るというようなこともあるん だろうと思いますんで、とにかくこれから第7波、第8波がないことを期待はしますけど、し かし、あり得るという認識でやっぱり臨んでいかないけんわけですんで、1つの、これからも しっかりと取り組んでいただきたいと。

それで、もう1点だけ。やはり相談対応のことですけれど、これ私、以前の一般質問でもやりましたが、外国語でないとコミュニケーションがしっかりできない方がいますよね。これ実際にも鳥取の陽性者の中でも、これまでもそういう経験もあったわけで、この委託に当たって、その辺りのことはしっかり対応できるような内容、あるいは対応条件が確保されているのか、その辺りはいかがでしょうか。

◆浅野博文副委員長 岡部参事。

○岡部孝志保健医療課参事兼生活安全課参事 保健医療課の岡部です。業務委託の中でそういった外国語対応ということも仕様書の中で入れていきたいと思っておりますし、仮に委託でないとき、市役所のほうでも外国の方の対応というのは直営の中でやる必要があります。そのときには市民課さんなどサービスの拠点となるところが、市役所の中で語学ができる方の情報なども入手していて、可能な限り職員がやり取りしながら、融通を利かせながら対応をしている

体制も市役所全体ではやっていますので、もし委託の中でちょっと難しいということもあるようでしたら、そういった市役所の中での対応という部分についても協力をしていただきながら対応していきたいなというふうに考えております。

- **◆浅野博文副委員長** 椋田委員長。
- ◆椋田昇一委員長 はい。そうしますと、さっきの看護師の場合は大体見通しが立ってると。しかし、今の点については、何か今見通しが立ってるような説明には聞えなかったんで、当然、委託契約の中に入れるにしてもやっぱり見通しを持ちながらしないと、入れたは、向こうはそれはいけませんとは言えんわ、ところがそれからになると6月1日からの実施ということにはやっぱりなっていかないというか、やっぱり支障が出てくるわけですから、これ以上答弁は求めませんけど、そこをしっかりやっていただくという。これやっぱり人の命に関わる部分ですんでね、よろしくお願いしたいと思います。じゃあ、ちょっと委員長に返ります。

そのほか委員の方よろしいでしょうか。足立委員。

◆足立考史委員 すみません。長くなっています。浅野副委員長が言われた配送、搬送の車に関してなんですけど、これまで公用車がおうちのほうにそういう物品なり、患者さんの移送なりで行かれたときに、やはり地域のほうでコロナという何かうわさが立ってしまうようなことがあって、それで、今回業者ということになります。その辺の配慮等も考えてほしいんですけど、何かそういう対応、対策なりを考えておられるのか、もしあれば聞かせてください。

¬椋田昇一委員長 岡部参事。

- ○岡部孝志保健医療課参事兼生活安全課参事 はい。保健医療課の岡部です。パルスオキシメーターなどの配送については、逆に配送業者さんがふだん町なかで、その車で行かしていただくのが逆になじんで分からないというところがございますので、おっしゃられるとおり、近所の中で言われるのもあれですので、そういった配慮は改めてしていきたいというふうに思っております。以上です。
- ◆椋田昇一委員長 はい、よろしいですか。はい、そのほかよろしいでしょうか。はい。では、 以上で質疑を終了します。

討論はございますか。はい、金田委員。

- ◆金田靖典委員 はい。賛成の立場から。3年にわたる本当に大変な中でやってこられて、この たびの補正が少しでも業務の軽減につながればなという思いでありますが、併せて、先ほど申 し上げましたように、この機会にやっぱり保健所の体制をきちっともう一編つくり直し、補強 するということも、今後引き続き求めていただければということを、意見を申し上げまして賛 成とさせていただきます。以上です。
- ◆ **椋田昇一委員長** そのほか討論ございますか。はい。では、以上で討論を終了します。 これより議案第83号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部 分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆ **椋田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。 以上でよろしいでしょうか。はい。それでは以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。 どうも皆さんお疲れさまでした。

午前 11 時 39 分 閉会

令和4年第3回臨時会 福祉保健委員会

(議案説明・審査)

日 時:令和4年5月18日(水)

本会議休憩中

場 所:本庁舎7階第1委員会室

市立病院

- 1 議案【説明・質疑・討論・採決】
- ・議案第84号 鳥取市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

健康こども部 (市立病院終了後)

- 1 議案【説明・質疑・討論・採決】
- ・議案第83号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】